

一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙4を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	2,737百万円	1,166百万円	1,385百万円	873百万円	512百万円
H 1 9	2,745百万円	1,217百万円	1,445百万円	911百万円	534百万円
H 2 0	2,718百万円	1,206百万円	1,432百万円	903百万円	529百万円
H 2 1	2,668百万円	1,189百万円	1,412百万円	890百万円	522百万円
H 2 2	2,666百万円	1,190百万円	1,413百万円	891百万円	522百万円
H 2 3	2,751百万円	1,223百万円	1,452百万円	916百万円	536百万円
H 2 4	2,746百万円	1,220百万円	1,449百万円	914百万円	535百万円
H 2 5	1,981百万円	874百万円	1,039百万円	655百万円	384百万円
H 2 6	1,989百万円	851百万円	1,010百万円	637百万円	373百万円
H 2 7	1,037百万円	429百万円	510百万円	322百万円	188百万円

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長 矢 野 弘 典